

## 厚木市公金の運用に関する指針

### (目的)

第1条 厚木市公金の運用を行うことで財政の健全経営に資することを目的として、厚木市公金の運用に関する指針を定める。

### (公金の種類)

第2条 この指針により運用される公金は、次のとおりとする。

- (1) 歳計現金
- (2) 基金に属する現金
- (3) 制度融資に係る預託金

### (公金運用の基本姿勢)

第3条 公金運用については、安全性及び流動性を確保した上で、効率性の追求を勘案し、運用するものとする。

### (公金の具体的運用方法)

第4条 公金の具体的な運用は、次のとおりとする。

- (1) 歳計現金については、指定金融機関及び収納代理金融機関等への預貯金及び債券等による運用。
  - (2) 基金については、預貯金及び債券等による運用。
  - (3) 制度融資に係る預託金は、預貯金による運用。
- 2 債券等による運用については、別に定める。

### (金融機関等の選考基準等)

第5条 公金の運用を預貯金で行う場合の対象とすべき金融機関等の選考基準等は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 預貯金の運用先については、預金利率照会日の直近における自己資本比率が国際統一基準適用金融機関においては8パーセント以上、国内基準適用金融機関においては4パーセント以上で、かつ、格付機関における格付けが公表されている場合はその評価が別表の基準を満たす金融機関等。

なお、金融機関の選考については、次に掲げる預貯金の運用を除き、3者以上の預金利率照会結果にて決定する。

ア 指定金融機関又は指定代理金融機関にて行う短期（1箇月未満）の譲渡性預金

イ 満期日延長特約付き定期預金（コーラブル定期預金）

- (2) 制度融資に係る預託金の運用先については、預託契約締結日の直近における自己資本比率が国際統一基準適用金融機関においては8パーセント以上、国内基準適用金融機関においては4パーセント以上で、かつ、前年度の融資実績が1倍以上である金融機関等。

なお、決済用預金に預け入れるものとする。

### (金融機関等の経営状況)

第6条 預貯金の運用先である金融機関等の経営状況に、重大な支障が生じたとき又は生じるおそれがあると認められるときは、公金管理調整会議に諮るものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

別表（第5条関係）

格付機関名	種類	格付け
(株)格付投資情報センター (R & I)	発行体格付け	BBB-以上
(株)日本格付研究所 (JCR)	長期格付け	BBB-以上
ムーディーズ・ジャパン (Moody's)	長期銀行預金格付け	Baa 1 以上
スタンダード&プアーズ (S&P)	長期発行体格付け	BBB-以上
フィッチレーティングス (Fitch Ratings)	長期信用格付け	BBB-以上

附 則

この指針は、平成13年12月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成14年6月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成14年8月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成18年9月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成20年3月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成27年7月6日から適用する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和元年7月4日から適用する。

附 則

1 この指針は、令和8年3月26日から適用する。

2 この指針の適用前に行っている公金の運用については、なお従前の例による。